

- ・ 観察のおもな視点
 - (1) **子どもの身体の状態**: 低身長、痩せているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷、皮下出血、骨折、火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加等
 - (2) **心や行動の状態**: 脅えた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癇癩、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、乱暴で攻撃的、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等
 - (3) **不適切な養育状態**: 不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態など
 - (4) **親や家族の状態**: 子どものことを話したがない、子どもの心身について説明しない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登園時刻等
- ・ 保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合は、常に予防的に精神面、生活面を援助していく。
- ・ 虐待が疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市や児童相談所等の関係機関と連携をとり、適切な対応を図る。
- ・ 要保護児童対策地域協議会

・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・

児童憲章 (昭和26年5月5日 宣言)

児童は人として尊ばれる
 社会の一員として重んぜられる
 良い環境の中で育てられる

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と援助が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員として責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的の心がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がきまげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、より良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任、その他不当な取扱ひからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民としての人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。